一般財団法人石田實記念財団研究奨励賞規程

第 1 章　総　則

第1条　本規程は、一般財団法人石田實記念財団（以下、財団という）の選考委員による選考委員会での選考の上、理事会の承認を得て決定する研究奨励賞に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 章　選考委員

第2条　選考委員ならびに選考委員長は次のとおりとする。

(1) 選考委員は、財団の理事、監事、評議員ならびに学識経験者で構成するものとし、理事会の承認を得て決定する。

(2) 選考委員長の選任については、選考委員の互選により選考し理事会へ推薦、理事会の承認を得て決定する。

第 3 章　研究奨励賞

第3条　研究奨励賞は、今までの研究成果（現在、研究中のテーマを含む）に対して業績を称え、贈呈する。

第4条　研究奨励賞は、情報通信技術を「主に電子的な手段を用いて情報を生成、観測、移送、保存、処理、利用、体験などを行うことである」と理解する。

第5条　研究奨励賞は、広く情報通信技術に関連する、基盤と応用、システム及び環境、工学一般分野における研究及び開発で、情報通信技術へ貢献しうる成果が期待できるものを対象とする。

第6条　研究奨励賞は、次の候補者を対象とする。

(1) 前条に適合する研究及び開発に従事し、その成果が情報通信産業の進歩発展に貢献または期待できると考えられる若手，中堅の研究者、教育者。

(2) 年齢は当該年度末時点で、30 歳以上 50 歳未満までとする。

第7条　研究奨励賞は、毎年 10 件程度選考の上、理事会の承認経て決定する。

第8条　研究奨励賞は、研究発表会後の奨励賞贈呈式にて贈呈する。

第9条　研究奨励賞として賞状、賞金及び記念品を贈呈する。

第10条　研究奨励賞受賞者のなかで、特に優秀と評価された 1 名には研究奨励賞に代えて研究奨励特別賞（石田實賞）として賞状、賞金及び記念品を贈呈することがある。

第11条　賞金は研究奨励賞が 50 万円、研究奨励特別賞（石田實賞）が 100 万円とする。

附則

（施行期日）

この規定のH版は、令和6年3月15日から施行する。

沿革

副番	改定日	改訂要旨	作成	検認
A	平成15年4月1日	・新規制定	菊地	佐藤（利）
B	平成１６年３月１２日	・第4条の「情報通信科学及び技術」を「情報通信科学、技術及び環境、システム」に変更	菊地	佐藤（利）
C	平成17年4月26日	・第４条（１）「情報通信科学、技術 及び環境、システム・・・」を「環境、システム及び工学一般分野に於いて情報通信に関連する・・・」 （２）「年齢は、４５歳程度」を「年齢は、３０歳乃至４０歳程度」に変更	菊地	佐藤（利）
D	平成23年6月9日	・財団名から（實）の標記を削除 ・第４条（１）「情報通信科学、技術 及び環境、システム・・・」を「環境、システム及び工学一般分野に於いて情報通信に関連する・・・」 （２）「年齢は、３０歳乃至４０歳程度」を「年齢は、３０歳乃至５０歳程度」に変更	桜井	根元
E	平成２５年４月１日	・財団名を 財団法人石田記念財団から 一般財団法人石田實記念財団に変更	桜井	根元
F	平成28年6月17日	・第8条、第9条追加	桜井	根元
G	平成31年1月17日	・第9条　研究奨励賞金が 20万円から50万円に変更。 ※平成23年9月16日決定事項追記	桜井	根元
H	令和5年9月8日	・第2条を「選考委員ならびに選考委員長は次のとおりとする」に改め、次のように(1)(2)を加える。 (1)選考委員は、財団の理事、監事、評議員ならびに学識経験者で構成するものとし、理事会の承認を得て決定する。 (2)選考委員長の選任については、選	萩原	根元

		考委員の互選により選考し理事会へ推薦、理事会の承認を得て決定する。		